

**第 2 編**  
**地下水水質測定結果**

## 第2編 地下水水質測定結果

### 1 調査概要

水質汚濁防止法第15条の規定により、地下水の水質の状況を把握するため、岡山市及び倉敷市と協力して、県内31地点で概況調査を行うとともに、過去に汚染が確認された4地点で継続監視調査を実施した。

#### (1) 対象項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている環境基準項目（28項目）及び要監視項目（25項目）

#### (2) 測定方法

測定地点の内訳

##### ア 概況調査

環境基準項目及び要監視項目 年1回

##### イ 継続監視調査

環境基準項目 年1～2回

区分	県	岡山市	倉敷市	計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	1	1	4
合計	21	7	7	35

### 2 結果概要

#### (1) 概況調査

31地点のうち1地点で、一部の調査対象物質が環境基準を超過していた。

#### (2) 継続監視調査

4地点のうち3地点で、依然として調査対象物質が環境基準を超過していた。

## 地下水の水質測定項目について

<b>環境基準項目</b>	環境基準で定めている人の健康の保護に係る項目
<p>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサソール （以上 28 項目）</p>	

<b>要監視項目</b>	人の健康の保護に関連する物質ではあるが、現時点では直ちに環境基準項目とせず引き続き知見の集積に努めるべき項目
<p>クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、E P N、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロロニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガソ、ウラン、ペルフルオロオクタソスルホソ酸(PFOS)及びペルフルオロオクタソ酸(PFOA) （以上 25 項目）</p>	

地下水の測定項目、測定方法、報告下限値等

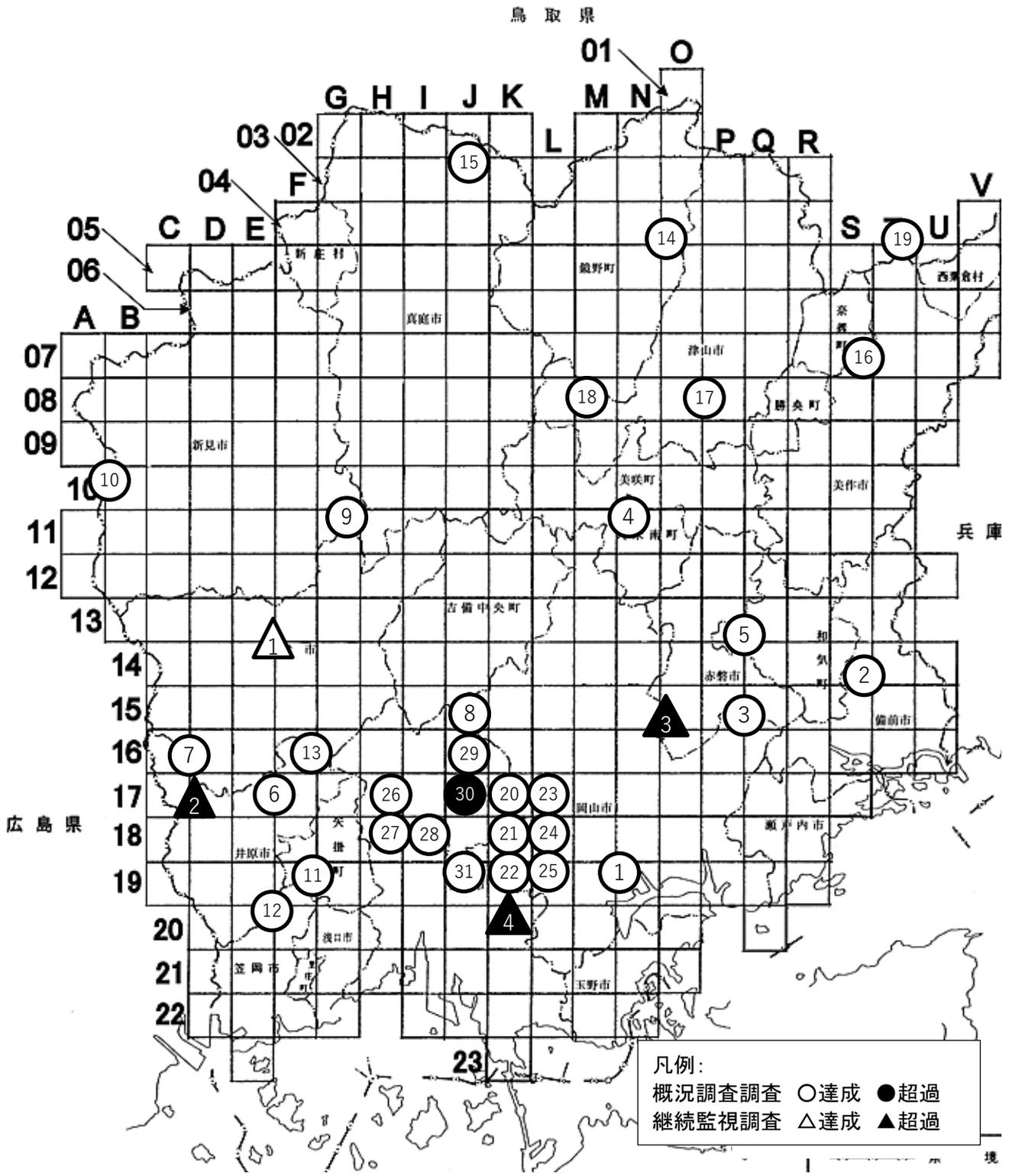
測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
カドミウム	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法	0.0003	<0.0003
全シアン	規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法	0.1	ND
鉛	規格K0102の54に定める方法	0.005	<0.005
六価クロム	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。） 1 規格K0102の65.2.1に定める方法による場合は、原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5の備考11b)に定める方法による場合、試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格K0102の65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合、2に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	0.01	<0.01
ヒ素	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法	0.005	<0.005
総水銀	公共用水域告示付表2に掲げる方法	0.0005	<0.0005
アルキル水銀	公共用水域告示付表3に掲げる方法	0.0005	ND
PCB	公共用水域告示付表4に掲げる方法	0.0005	ND
ジクロロメタン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002	<0.002
四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002	<0.0002
クロロエチレン (別名塩化ビニルモノマー)	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法	0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシスの濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	同上	0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	同上	0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002	<0.0002
チウラム	公共用水域告示付表5に掲げる方法	0.0006	<0.0006
シマジン	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	同上	0.002	<0.002
ベンゼン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001	<0.001
セレン	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法	0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあっては、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法	0.02	<0.02
	亜硝酸性窒素にあっては、規格K0102の43.1に定める方法	0.01	<0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	0.03	<0.03

測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
環 境 基 準 項 目	ふっ素	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c) (注2第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示付表7に掲げる方法	0.08	<0.08
	ほう素	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法	0.03	<0.03
	1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表8に掲げる方法	0.005	<0.005
要 監 視 項 目	クロロホルム	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.006	<0.006
	1,2-ジクロロプロパン	同上	0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	同上	0.02	<0.02
	イソキサチオン	平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知(以下「平成5年通知」という。)付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	<0.0008
	ダイアジノン	同上	0.0005	<0.0005
	フェントロチオン(MEP)	同上	0.0003	<0.0003
	イソプロチオラン	同上	0.004	<0.004
	オキシ銅(有機銅)	平成5年通知付表2に掲げる方法	0.004	<0.004
	クロロタロニル(TPN)	平成5年通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	<0.004
	プロピザミド	同上	0.0008	<0.0008
	E P N	同上	0.0006	<0.0006
	ジクロルポス(DDVP)	同上	0.001	<0.001
	フェノブカルブ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
	イプロベンホス(IBP)	同上	0.0008	<0.0008
	クロルニトロフェン(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
	トルエン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.06	<0.06
	キシレン	同上	0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	平成5年通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	<0.006
	ニッケル	規格K0102の59.3に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.005	<0.005
	モリブデン	規格K0102の68.2に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.01	<0.01
	アンチモン	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知(以下「平成16年通知」という。)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.002	<0.002
	エピクロロヒドリン	平成16年通知付表2に掲げる方法	0.0001	<0.0001
	全マンガン	規格K0125の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	0.02	<0.02
	ウラン	平成16年通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	<0.0002
	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	令和2年5月28日付け環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号環境省水・大気環境局長通知付表1に掲げる方法	2.5(ng/L)	<2.5
	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)		2.5(ng/L)	<2.5
	PFOS及びPFOA		5(ng/L)	<5

備考

- 1 上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。
- 2 数値の取り扱いについては「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準(平成13年環水企第92号)」による。

# 地下水環境基準達成状況図



3 測定結果(個表)

概況調査

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
メッシュ番号	O-21	U-16	R-17	O-12	R-15	F-19	D-18	K-17	H-12	B-11	G-21	F-22	G-18	
測定地点名	玉野市沼	備前市日生町寒河	瀬戸内市長船町磯上	赤磐市中勢実	和気町大中山	笠岡市走出	井原市芳井町吉井	総社市赤浜	高梁市有漢町有漢	新見市留西町矢田	浅口市鴨方町六条院東	里庄町大字新庄	矢掛町矢掛	
調査機関	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	
調査区分	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	
井戸の	井戸の形態	浅井戸	不明	浅井戸	不明	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	不明	不明	不明	浅井戸	不明
	使用目的	生活用水	生活用水	生活用水	一般飲用	生活用水	生活用水	生活用水	その他	生活用水	生活用水	生活用水	一般飲用	生活用水
精元	井戸の深さ(m)	15.0	6.4	6.0	2.4	不明	11.2	5.1	3	15	不明	8.9	8.5	5.4
採取年月日		令和6年10月18日	令和6年10月18日	令和6年10月18日	令和6年11月18日	令和6年10月18日	令和6年11月14日	令和6年11月25日	令和6年10月11日	令和6年10月11日	令和6年10月11日	令和6年11月14日	令和6年11月14日	令和6年11月25日
健康	カドミウム (mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	全シアン (mg/L)	N.D												
	鉛 (mg/L)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	六価クロム (mg/L)	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	ひ素 (mg/L)	< 0.005	0.006	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	総水銀 (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	アルキル水銀 (mg/L)	N.D.												
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	N.D.												
	ジクロロメタン (mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	四塩化炭素 (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
項目	塩化ビニルモノマー (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	トリクロロエチレン (mg/L)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	テトラクロロエチレン (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	チウラム (mg/L)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
目	シマジン (mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	チオベンカルブ (mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	ベンゼン (mg/L)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	セレン (mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	1.9	0.81	2.9	0.73	0.05	2.0	4.9	0.09	1.8	0.90	1.1	1.8	2.5
	ふっ素 (mg/L)	0.38	0.31	0.17	< 0.08	0.08	< 0.08	< 0.08	0.08	0.14	< 0.08	< 0.08	< 0.08	0.20
ほう素 (mg/L)	0.35	0.03	0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	0.25	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	0.35	
1,4-ジオキサン (mg/L)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	

備考

環境基準を超えている検体値は太字(網掛け)で示す。

3 測定結果(個表)

概況調査

番号	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
メッシュ番号	P-05	K-03	U-08	Q-09	N-09	V-05	L-19	L-20	L-21	M-19	M-20	M-21	I-19
測定地点名	津山市加茂町宇野	真庭市藤山下和	美作市宮原	勝央町為本	美咲町打穴下	西粟倉村大茅	岡山市南区箕島	岡山市南区川張	岡山市南区瀬崎町片岡	岡山市南区東睦	岡山市南区瀬崎町西高崎	岡山市南区迫川	倉敷市船穂町船穂
調査機関	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山市	岡山市	岡山市	岡山市	岡山市	岡山市	倉敷市
調査区分	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査
井戸の	井戸の形態	浅井戸	不明	浅井戸	浅井戸	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	浅井戸
	使用目的	一般飲用	一般飲用	生活用水	生活用水	一般飲用	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水
総元	井戸の深さ(m)	8	不明	3.4	4.4	1.5	5.2	不明	不明	不明	不明	不明	不明
採取年月日		令和6年11月11日	令和6年11月11日	令和6年11月18日	令和6年11月18日	令和6年11月18日	令和6年11月11日	令和6年6月5日	令和6年6月5日	令和6年6月5日	令和6年6月5日	令和6年6月5日	令和6年9月25日
健康	カドミウム (mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	全シアン (mg/L)	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D
	鉛 (mg/L)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	六価クロム (mg/L)	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	ひ素 (mg/L)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	総水銀 (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	アルキル水銀 (mg/L)	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	ジクロロメタン (mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	四塩化炭素 (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	塩化ビニルモノマー (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	トリクロロエチレン (mg/L)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
テトラクロロエチレン (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	
チウラム (mg/L)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	
シマジン (mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	
チオベンカルブ (mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	
ベンゼン (mg/L)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
セレン (mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.49	1.0	0.13	0.03	2.1	0.26	3.5	2.0	4.2	1.0	0.72	1.4	8.5
ふっ素 (mg/L)	0.08	< 0.08	< 0.08	0.15	0.14	< 0.08	< 0.08	< 0.08	0.16	< 0.08	< 0.08	0.09	< 0.08
ほう素 (mg/L)	< 0.03	< 0.03	< 0.03	0.19	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03
1,4-ジオキサン (mg/L)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005

備考

環境基準を超えている検体値は太字(網掛け)で示す。

3 測定結果(個表)

概況調査

番号	27	28	29	30	31	
メッシュ番号	I-20	J-20	K-18	K-19	K-21	
測定地点名	倉敷市玉島長尾	倉敷市連島町矢柄	倉敷市二子	倉敷市中帯江	倉敷市林	
調査機関	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	
調査区分	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	
井戸 の 種類	井戸の形態	不明	不明	不明	浅井戸	不明
	使用目的	生活用水	生活用水	一般飲用	生活用水	生活用水
井戸の深さ(m)	不明	不明	不明	5.7	不明	
採取年月日	令和6年9月25日	令和6年9月25日	令和6年9月25日	令和6年9月25日	令和6年9月25日	
健康 項目	カドミウム (mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	全シアン (mg/L)	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D
	鉛 (mg/L)	< 0.005	< 0.005	0.007	< 0.005	< 0.005
	六価クロム (mg/L)	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	ひ素 (mg/L)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	総水銀 (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	アルキル水銀 (mg/L)	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	ジクロロメタン (mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	四塩化炭素 (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	塩化ビニルモノマー (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	トリクロロエチレン (mg/L)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	テトラクロロエチレン (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	チウラム (mg/L)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	シマジン (mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	チオベンカルブ (mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	ベンゼン (mg/L)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	セレン (mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	5.8	0.65	< 0.03	0.60	0.53
	ふっ素 (mg/L)	0.11	< 0.08	< 0.08	<b>0.87</b>	< 0.08
	ほう素 (mg/L)	0.06	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03
1,4-ジオキサン (mg/L)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	

備考

環境基準を超えている検体値は太字(網掛け)で示す。

概況調査（要監視項目）

番 号		3	18
メ ッ シ ュ 番 号		R-17	N-09
測 定 地 点 名		瀬戸内市長船町磯上	美咲町打穴下
調 査 機 関		株式会社兵庫分析センター	岡山県
調 査 区 分		概況調査	概況調査
井戸 の 精元	井戸の形態	浅井戸	不明
	使用目的	生活用水	一般飲用
	井戸の深さ(m)	6	1.5
採 取 年 月 日		令和6年10月18日	令和6年11月18日
要 監 視 項 目	ク ロ ロ ホ ル ム (mg/L)	< 0.006	< 0.006
	1,2 - ジ ク ロ ロ プ ロ バ ン (mg/L)	< 0.006	< 0.006
	p - ジ ク ロ ロ ベ ン ゼ ン (mg/L)	< 0.02	< 0.02
	イ ソ キ サ チ オ ン (mg/L)	< 0.0008	< 0.0008
	ダ イ ア ジ ノ ン (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005
	フ ェ ニ ト ロ チ オ ン (mg/L)	< 0.0003	< 0.0003
	イ ソ プ ロ チ オ ラ ン (mg/L)	< 0.004	< 0.004
	オ キ シ ン 銅 (mg/L)	< 0.004	< 0.004
	ク ロ ロ タ ロ ニ ル (mg/L)	< 0.004	< 0.004
	ブ ロ ビ ザ ミ ド (mg/L)	< 0.0008	< 0.0008
	E P N (mg/L)	< 0.0006	< 0.0006
	ジ ク ロ ル ボ ス (mg/L)	< 0.001	< 0.001
	フ ェ ノ ブ カ ル ブ (mg/L)	< 0.002	< 0.002
	イ ブ ロ ベ ン ホ ス (mg/L)	< 0.0008	< 0.0008
	ク ロ ル ニ ト ロ フ ェ ン (mg/L)	< 0.0001	< 0.0001
	ト ル エ ン (mg/L)	< 0.06	< 0.06
	キ シ レ ン (mg/L)	< 0.04	< 0.04
	フ タ ル 酸 ジ エ チ ル ヘ キ シ ル (mg/L)	< 0.006	< 0.006
	ニ ッ ケ ル (mg/L)	< 0.005	< 0.005
	モ リ ブ デ ン (mg/L)	< 0.01	< 0.01
	ア ン チ モ ン (mg/L)	< 0.002	< 0.002
	エ ピ ク ロ ロ ヒ ド リ ン (mg/L)	< 0.0001	< 0.0001
全 マ ン ガ ン (mg/L)	< 0.02	< 0.02	
ウ ラ ン (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	
P F O S 及 び P F O A (ng/L)	10	< 5	

継続監視調査

番号		1	2	3	4		
メッシュ番号		F-15	D-19	P-17	L-22		
測定地名		高梁市成羽町成羽	井原市高屋町	岡山市東区竹原	倉敷市児島唐琴		
調査機関		岡山県	岡山県	岡山市	倉敷市		
調査区分		継続監視調査	継続監視調査	継続監視調査	継続監視調査		
井戸 の 緒元	井戸の形態	浅井戸	浅井戸	不明	浅井戸		
	使用目的	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水		
	井戸の深さ(m)	不明	不明	不明	3		
採取年月日		令和6年6月13日	令和6年10月11日	令和6年6月13日	令和6年11月25日	令和6年6月13日	令和7年2月12日
健 康 項 目	カドミウム (mg/L)	-	-	-	-	-	-
	全シアン (mg/L)	-	-	-	-	-	-
	鉛 (mg/L)	-	-	-	-	-	-
	六価クロム (mg/L)	-	-	-	-	-	-
	ひ素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-
	総水銀 (mg/L)	-	-	-	-	-	-
	アルキル水銀 (mg/L)	-	-	-	-	-	-
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	-	-	-	-	-	-
	ジクロロメタン (mg/L)	< 0.002	< 0.002	-	-	-	< 0.002
	四塩化炭素 (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	-	-	-	< 0.0002
	塩化ビニルモノマー (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<b>0.026</b>	< 0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	< 0.0004	< 0.0004	-	-	-	< 0.0004
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.004	0.005	< 0.004	0.004	0.014	< 0.004
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	-	-	< 0.0005	< 0.0005	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0006	< 0.0006	-	-	< 0.0006	0.0007	
トリクロロエチレン (mg/L)	0.001	0.001	<b>0.017</b>	<b>0.024</b>	< 0.001	< 0.001	
テトラクロロエチレン (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	-	-	< 0.0005	<b>0.015</b>	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	-	-	-	< 0.0002	
チウラム (mg/L)	-	-	-	-	-	-	
シマジン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	
チオベンカルブ (mg/L)	-	-	-	-	-	-	
ベンゼン (mg/L)	< 0.001	< 0.001	-	-	-	< 0.001	
セレン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	
ふっ素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	
ほう素 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	
1,4-ジオキサン (mg/L)	-	-	-	-	-	-	

備考  
環境基準を超えている検体値は太字（網掛け）で示す。

(参考資料) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (令和7年3月31日時点)

(平成9年3月13日環境庁告示第10号 最終改正 令和3年10月7日環境省告示第63号)

項目	環境基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本産業規格 (以下「規格」という。) K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L以下	規格K0102の65.2 (規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。) に定める方法 (ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格K0102の65.2.1に定める方法による場合は、原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5の備考11b) に定める方法による場合、試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格K0102の65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合、2に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa) 又はb)に定める操作を行うこと。
ひ素	0.01 mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	平成9年3月13日環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	同上
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	同上
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	同上
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	公共用水域告示付表6に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	同上
ベンゼン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c) (注(6)第三文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びビオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び告示付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

要監視項目及び指針値（令和7年3月31日時点）

（平成5年3月8日環境庁水質保全局長通知）  
 （最終改正 令和2年5月28日環境省水・大気環境局長通知）

項目	指針値	測定方法
クロロホルム	0.06 mg/L以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	同上
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	同上
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知（以下「平成5年通知」という。）付表1の第1又は第2に掲げる方法
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	同上
フェニトロチオン（MEP）	0.003 mg/L以下	同上
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	同上
オキシ銅（有機銅）	0.04 mg/L以下	平成5年通知付表2に掲げる方法
クロタロニル（TPN）	0.05 mg/L以下	平成5年通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	0.008 mg/L以下	同上
EPN	0.006 mg/L以下	同上
ジクロロボス（DDVP）	0.008 mg/L以下	同上
フェノブカルブ（BPMC）	0.03 mg/L以下	同上
イプロベンホス（IBP）	0.008 mg/L以下	同上
クロルニトロフェン（CNP）	－	同上
トルエン	0.6 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	0.4 mg/L以下	同上
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下	平成5年通知付表3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	－	規格K0102の59.3に定める方法又は平成5年通知付表4若しくは平成5年通知付表5に掲げる方法
モリブデン	0.07 mg/L以下	規格K0102の68.2に定める方法又は平成5年通知付表4若しくは平成5年通知付表5に掲げる方法
アンチモン	0.02 mg/L以下	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知（以下「平成16年通知」という。）付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下	平成16年通知付表2に掲げる方法
全マンガン	0.2 mg/L以下	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
ウラン	0.002 mg/L以下	平成16年通知付表4の第1又は第2に掲げる方法
ペフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペフルオロオクタン酸(PFOA)	50ng/L以下（暫定）	令和2年5月28日付け環水大水発第2005281号・環水大土第2005282号環境省水大気環境局長通知付表1に掲げる方法